

瑞穂市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する 基準を定める条例（案）の概要について

1. 条例の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）により高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）が一部改正されたことに伴い、市の都市公園における移動等円滑化基準（特定公園施設の設置に関する基準）を、省令（移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令）を参酌して条例で定めることとなりました。

2. 条例の内容

・バリアフリー基準

現行の基準は、都市公園の機能や利用者の利便性を維持するうえで必要かつ十分なものであることから、省令の基準のとおり条例を定める。

・新たな条例の内容について

園路、広場、駐車場、便所等の出入口・通路・階段等について、幅や勾配などの基準を定める。

※特定公園施設

移動等円滑化が特に必要な12の施設（園路及び広場、屋根付広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、掲示板、標識）をいう。

3. 施行予定日

平成25年4月1日